

発議第 1 号

総合計画調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 23 日 提出

つくばみらい市議会

議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 中島 督仁

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 岡本 昌弘

賛成者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

賛成者 つくばみらい市議会議員 吉田 稔之

総合計画調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、総合計画調査特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 総合計画調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及びつくばみらい市議会委員会条例第5条
- 3 付議事件 第3次つくばみらい市総合計画に関する調査
- 4 委員の定数 17人（議長を除く全議員で構成）
- 5 調査期間 設置の日から付議事件に掲げる調査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

提案理由

つくばみらい市の将来と長期的なまちづくりの指針となる第3次つくばみらい市総合計画の策定に当たっては、議会としても計画策定段階から積極的にかかわり、市民の視点に立った計画とするために「総合計画調査特別委員会」を設置するものです。